

令和4年度採用 芦別市職員採用試験案内

試験区分	採用 予定 人員	受験資格		試験日及び内容	
		学歴等		第1次試験	第2次試験
				令和4年8月7日(日)	令和4年8月下旬予定
資格 免許職 (保育士)	若干 名	平成8年4月2日以降に生まれたかたで、保育士の資格を有するかた。		専門試験(筆記試験)、性格特性検査、小論文 ※保育に関する実務経験が3年以上あるかたは、 専門試験を免除します。	
初任給		短大卒…16万3,100円 ※経験年数や学歴等に応じて加算措置あり。(上限額19万8,400円)			
諸手当		個々の状況に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当、寒冷地手当が支給されます。			
受験 手続等		①採用年月日/10月1日 ②提出書類等/採用試験申込書1部、学業成績証明書(未開封のものに限る)1通、資格免許証の写し1部、自動車運転免許証の写し1部(有資格者のみ)、返信用封筒1枚 ※専門試験の免除を希望するかたは、上記書類にあわせて「専門試験免除申出書1部」を提出してください。 ③受付期間/7月25日(月)(必着) ④採用試験申込書用紙の請求及び提出先/芦別市役所総務部総務防災課職員係(〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地) ☎0124-22-2111 ⑤受験をすることができない者 (1)日本の国籍を有しない者 (2)地方公務員法第16条の規定に該当する者 ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者 (3)公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ⑥試験会場等/試験会場及び試験開始時間等については、市ホームページに掲載しています。			

令和5年度採用 芦別市職員採用試験案内

試験区分	採用 予定 人員	受験資格		試験日及び内容	
		学歴等		第1次試験	第2次試験
				令和4年 9月18日(日)	令和4年 10月中旬予定
一般 事務 職	上級	平成7年4月2日以降に生まれたかたで、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業したかた。(令和5年3月までに卒業見込みのかたを含む。)		教養試験 (筆記試験) 性格特性検査 小論文 (初級は作文)	第1次試験合格者に対し、 個別面接試験
	中級	平成9年4月2日以降に生まれたかたで、学校教育法による短期大学、高等専門学校、専修学校及び専門学校(短期大学卒業と同程度の資格を取得できる課程に限る。)を卒業したかた。(令和5年3月までに卒業見込みのかたを含む。) ※学校教育法による大学を卒業したかたは、中級での受験はできません。			
	初級	平成11年4月2日以降に生まれたかたで、学校教育法による高等学校を卒業したかた。(令和5年3月までに卒業見込みのかたを含む。) ※学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校、専修学校及び専門学校(短期大学卒業と同程度の資格を取得できる課程に限る。)を卒業したかたは、初級での受験はできません。			
	社会人 Ⅰ	昭和52年4月2日以降に生まれたかた(学校教育法による高等学校以上の学校を卒業したかた。)で、民間企業、官公庁等で正社員・正職員として勤務した経験が3年以上のかた。			
	社会人 Ⅱ	昭和52年4月2日以降に生まれたかた(学校教育法による高等学校以上の学校を卒業したかた。)で、民間企業、官公庁等で正社員・正職員として勤務し、ICTの活用や業務のデジタル化に取り組んだ経験が3年以上のかた。			
初任給		上級・社会人(大卒)……18万2,200円～ 中級・社会人(短大卒)…16万3,100円～ 初級・社会人(高卒)……15万600円～ ※経験年数や学歴等に応じて加算措置あり。(社会人枠の上限額は24万7,600円)			
諸手当		個々の状況に応じて、扶養手当、通勤手当、住居手当、時間外勤務手当、期末勤勉手当、寒冷地手当が支給されます。			
受験 手続等		①採用年月日/令和5年4月1日 ②提出書類等/採用試験申込書1部、学業成績証明書(未開封のものに限る)1通、資格免許証の写し1部(有資格者のみ)、自動車運転免許証の写し1部(有資格者のみ)、返信用封筒1枚 ③受付期間/8月19日(金)(必着) ④採用試験申込書用紙の請求及び提出先/芦別市役所総務部総務防災課職員係(〒075-8711 北海道芦別市北1条東1丁目3番地) ☎0124-22-2111 ⑤受験をすることができない者 (1)日本の国籍を有しない者 (2)地方公務員法第16条の規定に該当する者 ①禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者 ②日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者 (3)公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者 ⑥試験会場等/試験会場及び試験開始時間等については、市ホームページに掲載しています。			